

○国土交通省告示第三百八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和三年四月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道6号改築工事（千代田石岡バイパス・茨城県石岡市石岡字南光院下地内から同市中津川字平足塚地内まで及び同市東田中字新田地内から同市東大橋字逆井地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 茨城県石岡市石岡字田島下、字南光院下、字三面寺下、字三面寺及び字大越、田島二丁目、中津川字池上、字溜池上、字大六天、字大越、字小目代、字上、字上富田前、字下富田前、字牛久保、字下富田、字叶内及び字平足塚、東田中字新田、字新田前、字筭崎及び字八幡並びに東大橋字新山及び字逆井地内
茨城県小美玉市栗又四ヶ字逆井地内

2 使用の部分 茨城県石岡市石岡字田島下、字南光院下、字三面寺下、字三面寺及び字大越、田島二丁目、中津川字池上、字小目代、字上富田前、字下富田前、字牛久保及び字平足塚、東田中字新田、字筭崎及び字八幡並びに東大橋字新山及び字逆井地内
茨城県小美玉市栗又四ヶ字逆井地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道6号改築工事（千代田石岡バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、茨城県かすみがうら市市川字姥久保地内から石岡市東大橋字逆井地内までの延長6.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道6号改築工事（千代田石岡バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持

するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道6号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、宮城県仙台市に至る延長約411kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する小美玉市及び石岡市は、いちご等の野菜の生産が盛んな地域であり、収穫された農産物は、本路線等を利用して県内外へ出荷されている。また、小美玉市は国内外へのアクセス拠点である茨城空港を擁しており、本路線等を介して多くの旅行客等が同空港を利用している。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通に広く利用されるとともに、石岡市の既成市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、石岡市国府7丁目9地内で30,672台/日、混雑度は2.04となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である茨城県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成9年1月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施し

ており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和2年11月に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、自動車の走行に係る騒音等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働に係る粉じん等については道路環境影響評価の技術手法に示されている参考値等を超える値が見られるものの、散水の実施等により当該参考値等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、ミナミメダカ等、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ、ミサゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、エビネ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、オオタカについては、営巣が確認されていることから、専門家の指導助言を受け、人工代替巣の設置等を実施することとしている。タコノアシについては、生育環境の一部が改変されるおそれがあることから、専門家の指導助言を受け、必要に応じて移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が10か所存在するが、このうち4か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る6か所についても茨城県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づく4車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成9年3月3日に決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、石岡市長を会長とする国道6号バイパス建設促進期成会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 茨城県石岡市役所及び小美玉市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

茨城県石岡市石岡字田島下、字南光院下、字三面寺下、字三面寺及び字大越、田島二丁目、中津川字池上、字溜池上、字大六天、字大越、字小目代、字上、字上富田前、字下富田前、字牛久保、字下富田、字叶内及び字平足塚並びに東大橋字新山及び字逆井地内

茨城県小美玉市栗又四ヶ字逆井地内